

住宅確保支援事業の助成にかかる支援サービスの追加について

住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への新たな入居支援事業として、入居者だけでなく、貸主や不動産事業者の安心・安全を担保し、円滑な契約へ繋げていくため、以下のとおり、新しい支援サービスを開始する。

1 入居者死亡保険加入費助成

単身の高齢者が賃貸借契約を結ぶにあたり、残存家財整理費用等をカバーする部分の保険に加入した場合に、保険料を支払う入居者、貸主または不動産会社に対し、保険料の一部を区が助成する。

【助成対象】

民間賃貸住宅に入居する単身高齢者の死亡により生じる、次に掲げるいずれかの損害を補償内容として含む保険又はこれに類するものに加入する費用

- (1) 残存家財（遺品）の整理費用
- (2) 居室内修繕、清掃（原状回復）費用
- (3) 空き家となったことによる損失家賃

【助成対象入居者】

65歳以上の単身世帯（新たに民間賃貸住宅の賃貸借契約を結ぶ場合に限り、賃貸借契約の終了に伴い再契約をして入居させる場合を除く。）

【助成対象住宅】

民間賃貸住宅

【助成額】

上限 5,000 円（年/戸）

2 事業開始日

令和2年11月1日から

3 利用者への周知等

- (1) 大田区ホームページ
- (2) 「居住支援施策のご案内（改訂版）」を関係所管・機関窓口にて配布 など